令和元年１１月

お取引業者の皆様へ

取引に関する留意事項

滋賀医科大学との取引に関して、下記のとおり留意事項をご承知いただき、ご理解とご協力をお願いいたします。

１　取引条件

本学との取引にあたっては、「滋賀医科大学契約事務取扱規則」及び「滋賀医科大学物品供給契約等基準」を遵守していただくことを条件としておりますので、内容をご確認ください。

> 契約事務取扱規則、物品供給契約等基準
> https://www.shiga-med.ac.jp/introduction/Information-disclosure/procurement

２　納品書などの書類の日付の記載

見積書、納品書及び請求書など本学に提出いただく書類には、必ず日付をご記入ください。

３　発注

物品等（図書は除く）の発注は、原則として会計課契約係の職員が行います。ただし、１契約５０万円未満の契約については、会計課契約係以外の教職員による発注を認めております。

４　納品

納品の検収は、本学検収センターまたは会計課契約係（以降「検収担当部署」）が行い、検査（受取り）は発注部署が行うこととしておりますので、次の要領により適切な検収・検査を受けて下さい。

①検収センターへ納品物と納品書等（名称・規格・数量が確認できるもの）を持込み、検収を受け、納品書等に検収印を受けた後、納品指定場所に納品する。発注部署担当者に

よる検査を受け、納品書等に日付及びサインを受ける。

②重量物や特殊なもので、納品指定場所への直納が適当な場合は、検収担当部署にお立寄りいただくか、事前に連絡をいただくかにより、納品指定場所での検収を受ける。発注部署担当者による検査を受け、納品書等に日付及びサインを受ける。

5　個人情報に関すること

①個人情報の保護の重要性を認識し、業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適切に行ってください。

②業務上知り得た個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止等の適切な措置を講じるものとし、個人情報を他の目的に利用することは禁止します。

③業務の処理を第三者（子会社を含む）に再委託することは禁止します。ただし、あらかじめ書面により本学の承諾を得た場合はこの限りではありません。また、再々委託を行う場合以降も同様です。

④本学の承認があるときを除き、業務を処理するために本学から引き渡した個人情報が記録された資料等の複写、又は複製を禁止します。

⑤個人情報の盗難、紛失、漏えい等の事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに本学に通知してください。

⑥業務を処理するために本学から引き渡された個人情報が記録された資料等を業務委託終了後、速やかに本学に返還してください。また、自ら収集し、若しくは作成した個人情報については返還又は廃棄してください。

⑦本留意事項の内容に違反していると認めたときは、損害賠償請求ならびに本学との取引停止を行うことがあります。

６　取引停止等

次の行為があった場合、本学との取引を停止します。

①贈賄、独占禁止法違反

②落札後の契約辞退、粗雑な契約の履行、契約違反、不正行為

７　その他

①会計検査院等の第三者機関による監査や本学の内部監査に伴い、本学との取引データ（売上台帳等）の提出やアンケート調査を依頼することがあります。

②物品等の設置に伴う軽微な電源工事や給排水工事、ドアの鍵の取替えや電子錠の取付け等については、本学施設課との事前打ち合わせが必要な場合がありますので、次の問い合わせ窓口へご相談ください。

③万一、本学教職員から不正な取引（架空の発注、虚偽の書類の作成など）の要請があった場合、応じることなく、速やかに次のいずれかにご相談ください。

なお、不正な取引が発覚した場合、本学教職員の要請に基づくものであったとしても、厳正に対処します。

【問い合わせ先】
滋賀医科大学会計課
TEL　０７７－５４８－２０３６、２０２３
FAX　０７７－５４８－２０４６
E-mail　hqyodo1@bell.shiga-med.ac.jp

【不正使用に関する通報窓口】
滋賀医科大学研究推進課
TEL　０７７－５４８－２０２０
FAX　０７７－５４８－２０８６
E-mail　tuhowind@belle.shiga-med.ac.jp

参考情報　【検収担当部署】
滋賀医科大学検収センター　（TEL　０７７－５４８－３５７７）
滋賀医科大学会計課契約係　（TEL　０７７－５４８－２０３６）